

大学評価学会通信

目次

◆ 第28回 研究会のご案内	1
◆ 第6回全国大会分科会報告(第I分科会、第IVの1分科会)	2
◆ シリーズ 大学評価をめぐる動向 第3回	6
◆ 文献紹介	8
◆ 研究会のご案内	11

第28回 研究会のご案内

次のとおり、第28回研究会を開催いたしますので、ご参加ください。

日時 8月29日(土) 13時～16時30分

場所 大学コンソーシアム京都(キャンパスプラザ京都)

テーマ 「SD・職員力を考える ～FD・SD、学生、地域連携の観点から～」

話題提供者 小倉浩幸さん(立命館大学 入学センター)

川瀬友太さん(関西大学 学事局 授業支援グループ)

津田道明さん(日本福祉大学 北信越地域センター(松本事務所))

コメンテーター 滝川義弘さん(大谷大学 教育研究支援部長)

概要 現在進行形の大学改革の時代において、大学職員の存在意義や役割があらためて重要視されている。このことは定型的な事務業務に従事してきた伝統的な事務職員像からの脱却であり、大学職員の働き方が具体的に大きく変革を求められてきたともいえよう。中教審の見解(中間報告・審議のまとめ等)では、従来は教員が担当していた(と思われる)高い専門性を求められる業務が、職員の業務として例示されている。しかし、このことを従来から職員固有の役割として期待されてきたものを捨て去って、専門性や業務の高度化を求めていると理解することは、いささか正確性を欠いているように思われる。

そこで今回の研究会では、1)教職協働と職員固有の役割を結合した学生支援の取り組み、2)教育力の形成、開発といった領域からの新たなFD活動の構築、3)教員や学生との協働を含む職員の地域連携の取り組み、といった諸点から大学職員の役割を実践されている三人の方をお招きした。

また併せて「職員の働き・役割と評価(専門性や能力など)のあり方や仕組み」といった見地からコメントを頂くこととしている。

大学職員の仕事を見つめ直し、職員の仕事の評価を考える新たな視点を共に探究する機会としたい。

(担当理事:塩野、津田、村上)

第6回全国大会分科会報告

第1分科会報告

「大学評価のなかの職員、大学づくりのなかの職員」

座長 津田道明（日本福祉大学）

職員問題を扱う第1分科会には、予稿集の資料に基づき、2本の報告が行なわれ、1本はレポートの紹介となった。

（1）「掲げた目的が見えない国立大学法人の人事評価制度

－事務職員アンケートの結果が語る人事への不満－

（名古屋大学医学部附属病院経営企画課専門職員・戸田貞一）

戸田氏の報告は、1）2007年11月から2008年2月にかけて、全国大学高専教職員組合（以下全大教）が実施した全国的な職員アンケート結果を通じて、国立大学法人における職員の仕事への問題関心、問題意識の特徴と、2）「大学評価」のなかでの「職員評価」とその給与への反映（査定給）の現状と問題についてまとめられたもの。アンケートの回答者が2,048名（54大学15高専）に及んだのは、国立大学の法人化移行前も含めて、同種の調査としては初めてのことであり、また全大教に加入している職員数を大きく上回っていることから、職員問題への関心の高さが伺われる。

戸田氏は、法人化移行後、各大学ごとに、卒業生枠による独自採用が行なわれたり、大学の運営や企画といった領域にも職員が業務上関わるなどの新しい変化が生まれて、「仕事に対して受身でなく、積極的にやりたい仕事を希望するなどの意識の変化」（予稿集）が見られるといい、また大学の管理運営方式が大きく変化したことに伴って、これまで以上に職員が大学運営に関わるようになってきているが、大学の基本方針に関わる参加問題では職員の決定過程参加や、職員の位置づけについての教員組織の広範な理解が十分でないこと（アンケート結果）など、解決しなければならない課題があり、その中で教職員組合がすすめてきた大学づくりの運動においても、いっそう職員の仕事のやりがい、意欲を重視した活動が重視されてきていることが述べられた。続いて報告では、「評価」問題に関連して、①アンケートの回答では、大学ごとの人事政策が明らかでなく、また計画的系統的でないため、職員の能力、力量が十分発揮される状況になっていないこと、②昇任人事では、従来にない枠組での課長以上の人事がすすむ一方、新たな経営環境のもとでの学外採用がもたら進められている状況も示され、大学間・部局間での人事政策の振幅があるこ

と、③にも関わらず、評価を含む新しい給与システム（後述）が始動しているが、「人事評価」については否定的意見が多数を占め、また「評価項目」においても「成果」よりは「業務に取り組む姿勢」を重視する意見が多いこと、④現場の問題では、学長をトップとした理事会体制＝管理運営機構＝の編成に伴う新たな大学管理業務や「大学評価」への対応、「法人業務」の発生など、明らかに業務量が増大しているにもかかわらず、人員削減の進行とすすまない業務改善のなかで、超過勤務の発生や場合によっては、予算制約のため、サービス残業が進行しているなど、深刻な状況にあることが指摘された。

戸田氏は続けて、2）評価と査定給制度について報告された。まず、①評価制度・「査定給」の導入の前段階として、2005年度人事院勧告によって、基準となる給与を全国で最も低い地域に合わせ、地域手当（地域間格差を伴う）を加えるという方式にしたことと、従来の1年1号俸昇給の1号分を4分割し、かつ査定によっては従来の2号俸分（新号俸では8号分）まで、格差的な昇給が行なわれることになったこと。つまり、最低300円程度の定期昇級から、人によってはその8倍まで差別されることになった結果、ある年度の仕事の評価と給与への反映が、当年度だけに留まらず、比較的若い世代の期間に一定の「評価」を得て、昇級できなければ、そのハンディは中高年期まで影響し続けることなど、「評価制度」と「査定給」の結合の問題点を指摘された。また「A極めて良好から、Dやや良好でない、E良好でない」までの5段階についても、D、Eのマイナス評価が絶対評価であることに比べて、AからCの「良」については分布率を定めた相対評価になっているなど、重要な問題を孕んだシステムになっていること、②こうした問題への不満が高まっている背景には、大学をめぐる状況が大きく変化し、中でも法人化に伴う環境の変化から、「正当な

評価と給与等の待遇への反映を望む声の中堅層から若い世代にかけて多い」（予稿集）という状況が生まれていることに注目され、「評価と査定給」の基本的な制度趣旨が人件費抑制にあること、評価の基準が未成熟・未確立のもとで、評価の信頼性に欠けることなど制度の公平性や透明性に問題があることに留意しつつ、職員の声に運動の側が注意深く対応する必要性を強調された。③またこうした「人事評価」が、職員の仕事の組織性や協力・協働性を促進するよりは、個人的な「成果」追及を優先することになるのではないか、あるいは情報の共有や信頼関係に否定的影響を及ぼすことが懸念されることも指摘された。

戸田氏は最後に、職員の評価制度が各大学の中期計画に記載されており、実施にむけて活動が始まっていることにふれて、大学間で差異があり、能力主義・業績評価を前面に掲げている大学もある反面、多くの大学が人事制度における「人材養成」という側面が強調されており、それぞれの大学の目標に照らして、「職員像」や求められる資質、役割などについて積極的に議論し、そのなかで人事制度についての合意形成にむけた取り組みが重要であること、大学管理者は中期目標・中期計画の「評価」を恐れるあまり、拙速に制度導入を図ったりしてはならないこと、また給与への反映（賃金制度の改革）については慎重であるべきことが重ねて強調された。

（２）「現代高等教育改革における『大学ガバナンス』の理論的・実践的検討」

（名古屋大学大学院生協議会 田中秀佳）

第二の報告は、名古屋大学大学院教育学研究科の田中秀佳氏が行なった。氏は、90年代以降、矢継ぎ早に展開されてきた「大学改革」の現場の状況に対し、「近くて遠い存在」（予稿集）である大学職員との関係をふまえて、「より実際の・実践的な大学改革のありかた」を提起しようとするものであった。

田中氏はまず名大大学院の院生の自治活動について、研究室レベル、研究科レベル、全学レベル、全国レベルでの活動状況にふれ、戦後、故坂田昌一教授らによる「名古屋大学物理学教室憲章」以降、研究室の民主的運営が大切にされてきた蓄積を基礎に、研究科、専攻では大学・学部自治会、院生協議会による「三者協議会」や専攻長懇談会などが、名大全体では院生協議会による「総長交渉」や学部自治会を交えた「総長会見」などの共同の議論の場が確保されてきた状況が報告された。名大では院生、学生が大学の構成員＝当事者性をもった＝存在として、戦後60年以上にわたって、大学との間で交渉・懇談が成立してきた歴史は大いなる財産といえる。しかし「大学改革」の進展は、独立大学院の設置や予算上の制約の強まり、COE、GPなど競争的資金の獲得にともなう院生の動員など、これまでの蓄積を掘り崩しかねない動きも強まっている。

田中氏は続いて高等教育政策のなかでの学生の位置づけを巡って、90年代以前の学問研究共同体への能動的参加・管理経営過程における学生との合意形成のありかたは、十分具体化には及ばなかったとし、さらに90年代以降は「学生消費者主義」への傾斜によって、学生参加をめぐる議論は変容していっ

たのではないかとする。学生は「消費者」として、もっぱら（商品である）大学の授業に対する権利を有する存在とみなされる。学生消費者論は、他方教職員＝サービス提供者論によって支えられているから、つまるところ、教職員・学生の共同性はますます後景に退くことにならざるを得ない。ただし田中氏は、学生消費者論に立ったとしても、現実には、「高等教育に対する私費負担の根拠と使途の説明は、国家レベルだけでなく、大学レベルにおいても全くなされていない」ことを指摘し、国の高等教育予算の削減の一方、強まる受益者負担主義のもとで、学生・保護者への説明責任の問題として検討すべきとされた点は、今後の大学改革論の議論の主要な論点の一つとして留意しておかねばならない。

また報告では続いて、ニュージーランド、OECDの教育政策における学生参加動向をとりあげ、「参加民主主義」システムが形成されてきていることを紹介している。この文脈を下敷きに、田中氏は、学生（消費者）と職員（サービス提供者）の関係ではなく、学生・職員が日常的な意見交換をおこない、大学づくりにむけた認識の共有を拡大し、相互理解を深めることで、大学の「新たなガバナンスモデル」が可能だし、求められている課題であるとする。とくに名古屋大学では最初に触れられたように、学生の大学参加に関する歴史的蓄積があり、また職員層の中でも名大平和憲章などさまざまな全学的取り組みへの参加といった実践があり、こうした条件を活かした積極的な取り組みが期待されている。

(3) 「大学の地域貢献に向けた職員の役割－愛知大学三遠南信地域連携センターにおける

活動実践を通して－」

(愛知大学 岸本恵次郎)

第3の報告として、愛知大学の地域との連携・協働事業における職員の役割、課題についての事例報告が予定されていたが、報告者の事情により、司会者が代わってレポートの概要を報告した。

愛知大学では県ならびに東三河の市町村、広域連合との協力により、2004年から、愛知県・静岡県・長野県の県境が接する豊川、天竜川流域における大学の地域連携事業がすすめられてきた。この事業は、地域が直面しているさまざまな課題の解決にむけて活動するほか、地域の歴史や現状の研究、地域の問題を考え、実践する人材の養成にむけた教育・研修事業（とよがわ流域大学、三遠南信コミュニティカレッジなど）や学生参加のプログラムの開発、「全国学生まちづくりサミット」の開催など多

彩な活動が展開されてきた。このなかで、一連の活動に参加した住民のなかから、地域づくりの担い手として、自主的自覚的に活動する集団が生み出されてくるなど、運動が質的にも発展を遂げてきていることが注目される。

予稿集所収のレポートの末尾には、職員についての課題が次のようにまとめられている。「持続性を持った担い手育成の手法をつくりあげていくことが教育・人材育成事業部門の、ひいては連携センターの役割であり、そこでその一員として連携・協働にかかわり、寄与することが職員にも求められている。

【第1分科会の討論】

以上2本の報告とレポート紹介についての議論を次にまとめる。

まず、戸田報告に関して、国立大学法人のなかでも教員評価問題について独自に組織的検討を進めてきた岡山大学においても、職員評価については検討が進んでいないこと、しかし戸田報告にあったアンケート結果のなかで、教員に対して「職員の業務への理解」を求める回答が42.3%にのぼり、また大学学部等目的に関する「共通理解」を求める意見が30%に及んでいることから、あらためて、教職員の共通の議論のテーブルが必要になっていることが発言された。職員組織は、行政組織として、いわばタテ社会の構造を持っているが、同時に、教育研究組織として、教員との協働（あるいは学生とも）が不可欠であり、この問題解決にむけた努力がなければ、職員問題はなかなか大学全体の問題として前進することは困難であろう。

また教職員間の合意、共通理解形成の問題は、一方職員組織内部の意思形成、共通理解の問題とも重なるとして、戸田報告にあった「世代間の認識のちがい」をどう克服するか、についても意見が出された。長く文科省の大学行政作用の一部を仕事としてきた職員組織の中に生まれているさまざまな反応、意識をどう評価するか、あるいはどう「対立」を克服して行くか、という問題も出された。

これについては学内行政機構の中で、委員会等に参加して教員との共同関係に位置するだけでなく、こうした委員会に参加していない職員も含めて、大学の構成員としての自覚や意欲を高めるための独自の取り組みが必要であり、職員研修などの活用や工夫が重要だという意見も出された。また行政組織としての仕事のあり方にもメスを入れるべきとして、業務の個人管理でなく、仕事についての組織的集団的な議論が必要だとすることも指摘された。田中報告にあった、新たなガバナンス論という問題からすれば、業務組織の中での議論や行動の規範を形成する取り組みと、職員集団としての自己形成の二つの活動が求められているということではないか。

このことに関しては、職員には、さらに基礎的な部分で、〈大学職員〉としての「自己点検」、「自己評価」というべき自覚視点を育ててゆくべきではないか、という意見も出された。国立大学時代に、課長職以上が本省人事として、長期的に大学の現状と未来を見通しながら活動することに十分取り組めなかった長い歴史があり、職場では、「なかなか前向きになれない」という雰囲気が一掃されていないという意見だった。このことに関しては別の角度から意見もあった。国立大学を退官し、私立大学に移った教員の参加者から、経験した二つの私大での印象として、私大職員の業務姿勢、働き方について、概して教員との関わりを大事にしようとする印

象がある、という意見である。一般的には、少子化のもとで、私立大学はきびしい経営環境にあり、また職員における卒業生比率が高いなど様々な要素があり、一概には言えないが、個別大学の内部である程度、運動の側での取り組みによって、労働環境が可変的な条件がある私立大学と、国の行政機関の一部でもあった国立大学（法人）との歴史的な環境の相違は極めて大きい。もちろん私立大学にあって、「前近代的」な学校経営が行なわれていたり、それに近い法人も存在するから、別の意味で、労働環境の厳しさが存在することも事実であるから、やはり問題は、それぞれの大学における大学づくりに関する自覚的取り組みの蓄積の差に負うところが大きいのだろう。

大学が「競争的環境」のもとで、再編成が促され、財政をテコとして一定の種別化に誘導され、それを進めるための管理強化＝事務機構改革・人事制度改革が強められているなかで、職員問題の研究と討論を通じて、大学改革・大学創造をめざすとき、①一人ひとりの職員の意識の中にある大学問題、自分の仕事に関する認識、②実際の業務の過程を通じて、仕事・業務課題に関する業務組織上での議論と職場での合意、③そして、大学における職員

集団全体での、職員集団の役割、課題、そして実際の業務実践についての全体的な認識の形成という、いわば三層構造を貫く改革の取り組みが大切になっていると思われる。そして、この三層を貫くものこそ、それぞれの大学のミッションに他ならない。これは政府・文科省が強引に進めようとしている大学の機能別分化や再編成の路線とは異なって、学生、院生を含む、大学の構成員全体の議論を経た、〈ミッション〉＝それぞれの大学の教育目標、使命、役割についての合意ならびに合意形成の過程＝の探求に他ならないであろう。今回の分科会の議論を跡付けてみると、一つの議論の方向はこちらに向かっている。

あらためて、大学職員の「本務」とは何か、学生・院生・教員の諸活動の推進＝大学の学習・教育・研究の発展や、地域社会と大学など、従来の取り組みでは不十分で、いま新たに組み込まれている課題で創造的に生み出されている実践にも注目しながら、求められている大学職員像について、いっそう豊かに議論をすすめていきたい。そのような自己点検と評価こそが、国民的なあるいは歴史的な大学改革を生み出す力の源泉となるだろう。

第Ⅳ分科会報告

自由論題報告（Ⅰ）について

座長 蔵原清人（工学院大学）

本分科会は3月15日の午前10時から12時30分まで行われ、次の二つの報告がされた。

1990年代以降のOECDにおける大学ガバナンス概念の検討

米津直希氏（名古屋大学・院生）

『学士課程教育』と大学評価

細川 孝氏（龍谷大学）

第Ⅰ報告は、近年の大学改革の進行の中で「大学ガバナンス」というタームが使われているが、その用語を使ってきたOECDに注目して「大学ガバナンス」概念を分析するというものであった。すなわちOECDは世界銀行の「ガバナンス」概念を踏まえていること、世界銀行は「開発のために一国の経済および社会的資源を管理するさい、権力行使する方法」としている。また大学に関しては「国家と高等教育機関のレベルの両方において、高等教育政策が作成、実行、評価されることを通じた、構造と関係とプロセスを含む」ことを紹介した。特に国家の役割と関連して、政府の政策に

沿うように「steering(舵を取ること)」という概念が重要な役割を果たしていることを指摘する。したがってガバナンスとは経済活動の活発化と結びついた概念であること、政策に沿うことが要請される概念であり、それを使用することには慎重になるべきである。今後の課題として国際機関が各国に対する影響はどのようなものであるか、また日本的な大学ガバナンス概念を模索する必要があるのではないか、の2つをあげた。

討論では、経営学として興味があり、深めていきたい、ガバナンスと言うことで、何から何に変わるのかが明らかではない、オートノミーからガバナ

ンスへの移行は権力構造の変化からとらえられるのではないかなどの意見が出され、報告者からガバナンスは自治からの後退があると考えているなどの考えが述べられた。

第2報告は、2008年12月に出された中教審答申の検討である。報告者は、同答申で言う「学士課程教育」は法令用語ではなく一定の意図のもとに使われていることを指摘し、現段階における大学評価の焦点の一つとして、検討することが必要だとする。そして、大学関係者にとって、「これに『いかに対応するか』を検討するだけでなく、これを『いかに考えるか』が重要な課題となる」はずだと強調する。この上で答申は、1) 教育としての高等教育、人権としての高等教育という視点が希薄であること、2) 教育条件の整備の課題と教育の当事者に対する信頼が見られない、3) 教育の成果は長いスパンで測られるべきものであるのに、答申では「学習成果」が強調され、高等教育のありようを固定化していると批判した。

討論では、学士課程教育は、答申では組織に注目した整理からプログラムに注目した整理として提起していると言うが、大学評価においてプログラム評価と機関評価の関係はどうか、また答申の言う「何をできるようにするかが重要だ」というこ

とは能力論の転換を図るものなのか、これらを進めようとする教育が崩壊するのではと意見が出された。また日本の大学評価はアメリカをモデルとして導入したが、アメリカでは大卒者が企業に入っても長続きしないという問題が出ており、大学の認証評価が機能してきたのか議論になっている。アメリカ政府は、コンピテンシーモデルにふさわしい学生のみを卒業させるようにするとし、昨秋高等教育法ができたことを紹介した。また答申が今出てきたことの意味は何か、教育成果としてのアウトカムにどのようなものが選ばれるか注意を払う必要があると発言があった。

このほか討論では、PDCAサイクル、キャリア教育にも注目すべきであること、大学は真理を求める場で議論ができる組織となることが重要などの指摘があり、活発に行われた。

この分科会としては、ガバナンスと学士課程教育の二つの報告だけで、十分に大学評価の現状に迫ることはできなかったが、誰が何のために行うのか、その内容をどう考えるか、大学（教育）とは何かといった視点からさらに検討することが必要ではないかと思う。今後の学会の活動の課題として確認しておきたい。

シリーズ 大学評価をめぐる動向 ー米国ー 第3回

アクレディテーションの隠れた利点

佐藤 仁（九州大学）

米国におけるアクレディテーションは100年近くの歴史を有する。その背景には、大学もしくは社会にとって、何かしらの意義や利点があるからと考えるのが妥当であろう。今回は、このアクレディテーションの利点（benefit）について、話を進めたい。これまで日本に紹介されてきたアクレディテーションの利点としては、例えば質保証や改善、連邦政府の資金へのアクセス等が挙げられる。しかしながら、こうした一般的に認識されていること以外にも利点があると主張しているのが、ニューイングランド地区基準協会高等教育委員会の代表のBrittinghamである（第19号の通信においても彼女の論考を紹介している）。

Brittinghamは、これまで認識されてきたアクレ

ディテーションの利点として、以下の点を挙げている：連邦政府の学資援助へのアクセス、公衆への正当性の確保、大学入学ガイドへの掲載、財団の補助金や雇用者の学費融資における配慮の獲得、ピアグループからの省察とフィードバック、自己規制プロセスを通じた政府の敬遠。一方で、これらに加えて、あまり認識されていない利点を四点紹介している。

一点目が、アクレディテーションは費用効果が高いという点である。具体的には、アクレディテーション団体の職員の数を指す。米国には、約3,000近くの高等教育機関があるが、それらを対象とする六つの地域別アクレディテーション団体には、合計で129人の常勤職員しか存在していない（2005

年)。この状況は、質保証システムとして非常に安価なものだという。例えば、英国の大学評価機関であるQuality Assurance Authorityでは、165校に対して130人の職員で対応している。こうした米国の状況は、アクレディテーションが自発的な活動を起源として発展してきたという特徴によって支えていると考えられる。つまり、アクレディテーションが教職員等の自発的な取り組みによって支えられている結果、高等教育機関の質保証という取り組みにかかるコストを抑えることができているわけである。

二点目が、アクレディテーションへの参加が教職員の一つの職能開発となっている点である。これには大きく二つの側面があり、一つめが学内での自己評価を行うことによって、自大学に対する見識が深まるという点である。これは日本でも同様であり、評価業務を担当した教職員は評価の重要性を認識し、大学全体を俯瞰できるようになっている（第5回大会で筆者が報告した内容より）。もう一つの側面が、評価員（訪問調査員としての役割を含む）として他大学の内実を見ることができ、自大学にとっての新しい視点を得ることができる点である。

三点目が、自己規制（self-regulation）が機能すれば、政府による規制よりも優れたものになる点である。その理由は、一般的に考えられる「規制」が画一性（uniformity）を求めることに対して、自己規制は大学の違いを受け入れることができるからとされる。アクレディテーションでは学生が何を学んだのかということに対して、それぞれの大学が問いを立てて、その内実を自らの手で示すことができるという方法論に依拠している。これにより、多様な機関を含めた規制が可能になるというわけであろう。

四点目は、地域別アクレディテーションの場合、非常に多様な機関を一つの「テント」に集めていることで、編入や高い学位の追究といった学生の移動性（mobility）を高めている点である。近年の米国では、営利（for-profit）大学の数が増加している

が、地域別アクレディテーション団体は営利大学にもアクレディテーションの門戸を開いている。つまり、高等教育の領域でしばしば区別されるような境界線がアクレディテーションには存在しない。そのため、例えば単位の移動を伴う学生の移動の決定は、その境界線ではなく、アクレディテーションという一つのテントに属した各大学の裁量に任せられることになるわけである。

Brittingham自身がアクレディテーション団体の代表ということを考えれば、これらの利点の妥当性は一概に肯定できるものではないだろう（単にアクレディテーションのアピールかもしれない）。それを踏まえた上で、こうしたアクレディテーションの隠れた利点がわが国の大学評価に与える示唆を考えてみたい。文章中でも述べたように、特に二点目は日本の大学評価担当者（学内で大学評価業務を行う教職員）の間では認識されていることであり、自己評価作業と学内でのFDを連携させた取り組みを考えてもいいだろう。そして、評価員をすることが教職員の職能開発に大きく貢献するのであれば、評価員の選出方法として、例えば大学経営の中核的な役割を担う教職員を評価員に推薦することも考えられよう（もちろん、大学評価そのものの質を保証するためにも、評価員に対する評価機関による研修制度の確立という条件が不可欠となるが）。こうした評価員の活性化は、大学評価の費用効果の向上という一点目とも関連することであり、また三点目の自己規制の土壌を育てる役割も果たすことになる。

多大な労力とコストをかけて行われている大学評価。様々な観点から活用していくことが、大学そして評価機関に求められているのかもしれない。

参考文献：Brittingham, B. (2009) “Accreditation in the United States: How Did We Get to Where We Are?”. *New Directions for Higher Education*, 145, 7-27.

文献紹介

日本の高学費問題の解決を考える際に有益な二つの文献

細川孝（龍谷大学、経営学）

大学評価学会では2004年3月の設立時から、日本の大学評価を考える上で、異常な高学費は避けて通ることのできない（研究）課題であると考えてきた。そして、2006年問題特別委員会（2008年3月開催の第5回年次総会において「国際人権A規約第13条問題特別委員会」に名称変更）を中心とした取り組みを進めてきた。

高学費問題は当事者である学生や父母、そして教育関係者などの広範な運動によって、現実の政治を動かすまでになっている。6月23日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」では、「安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る」と述べられている。

学会という立場からのものではあったが、故田中昌人氏（初代の学会共同代表）を中心としたわたしたちの取り組みは、一定の貢献を出来たものと考えたい。しかし、日本の高学費問題を解決していく具体的な道筋を明らかにするという点では、究明すべき課題も残されている。引き続き学会として取り組んでいく必要があるように思う。

そこで、さしあたり本稿では、高学費問題に関わる二つの文献を取り上げて若干の解題を試みたい。まず、ミック・ベルハイド（平野裕二訳）、国際人権法政策研究所編『注釈・子どもの権利条約第28条：教育についての権利』現代人文社（発売：大学図書）、2007年である。そして、小林雅之『大学進学の世界 均等化政策の検証』東京大学出版会、2009年である。

いずれも最近になって紹介いただいたものであるが、一読して、日本の高学費問題の解決を考える際に有益な文献であると感じた。前者は、「子どもの権利条約」についてであるので、（的確な表現ではないが）理念的、理論的なものとしてとらえることができよう。一方、後者は、日本の実態についての実証的な研究である。理論と実態という二つの文献をあわせて読むことは、高学費問題を解決していく展望を考える上で意義があるだろう。

『注釈・子どもの権利条約第28条：教育についての権利』

国際人権法政策研究所の本岡昭次所長が執筆した本書の「はじめに」によれば、本書は、「国連・子どもの権利条約コンメンタール」シリーズの一環として刊行されたものである。著者、ミック・ベルハイド氏については、本書、第2部第2章において、詳しい説明が付されている。それによると、ベルハイド氏は1972年生まれの女性研究者であり、2007年3月現在、子どもの権利条約に関するベルギー全国委員会の専任事務局員として勤務している。「国連・子どもの権利条約コンメンタール」シリーズの編集委員でもある

本書は大きく二つの部から構成されている。まず、ミック・ベルハイド氏の原著を翻訳した第1部である。そして、『注釈・子どもの権利条約第28条：教育についての権利』の意義と著者の紹介を述べた第2部と、日本における「教育を受ける権利」をめぐる事例を考察した第3部である。巻末には、第4部として、子どもの権利委員会一般的意見1号（2001年）を含め三つの資料が掲載されている（第2部以降は、国際人権法政策研究所の編）。

子どもの権利条約は、第1条で「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と述べている。子どもは「18歳未満のすべての者」ということになるが、条約は高等教育についても規定している。

具体的には、第28条1項（c）で「すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする」とされている。これは、社会権規約第13条2項（c）の「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」とに比べれば緩やかなように見える。しかし、第28条は「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

.....」と述べている（先の（c）の規定はこの後に続くものである。なお、下線部分は、引用者）。

子どもの権利条約委員会は、条約第44条1項（「締約国は、（a）当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、（b）その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。」）の（b）にもとづいて提出される定期報告書の形式および内容に関する一般指針を定めており、高等教育における平等なアクセスおよび機会の平等の重要性を強調している（本書、35頁）。この点に関する解説を含め、本書、第2部、第1章の「328条注釈の解説」（3）の記述は有益である。

さて、第3部の事例研究では二つの事例が取り上げられているが、そのうちの 하나가、「高等教育と学費問題」である。そこには、「学会通信」第14号（2007年7月）に掲載の拙稿「2007年を迎えた『2006年問題』－研究の動向と問題解決に向けた連帯の広がり－」で紹介した戸塚悦朗氏の論考「高等教育と学費問題－日本による国際人権（社会権）規約第13条違反について」（国際人権法政策研究所『国際人権法政策研究』第2巻第2号、2007年、所収）が収録されている。

ここで、戸塚氏の研究を改めて紹介することは差し控えるが、『注釈・子どもの権利条約第28条：教育についての権利』というまとまった1冊の書に収められることによって、著者の主張をより深く理解ことができるようになっていくことを指摘したい。氏の論考を含め、本書全体を通じて、日本の高学費がいかに人権という国際社会の共通のルールから逸脱しているかを知ることができるだろう。

『大学進学への機会 均等化政策の検証』

日本の大学の学費が世界的に見て異常な高さであること、そしてその背景に、貧困な公財政支出があることは今日、よく知られるところとなっている。GDPに占める高等教育財政支出の比率は、OECD加盟諸国の半分に過ぎないことは、高等教育関係者の常識となっている。

一方、市場原理主義、経済至上主義が日本社会を覆い、格差社会が深刻化し、学びたくても学べない事態が広がっている。テレビ番組では、「貧困中退」が取り上げられるようになっていく。このよう

なもとで、本書が解明したことは貴重な意義をもっている。

本書は、大学政策の最重要理念は、「教育機会の均等」であるとする。この点は、極めて重要な指摘であろう。今日的な政策動向からいえば、「人材育成」「質保証」などの言葉が思い浮かんできそうであるが、本書はそうではない。教育は人権であり、それをいかに保障していくかということを考える際に、高等教育までを含めて「教育機会の均等」は根幹をなしている。このようなことから、著者、小林雅之氏の研究に注目したい。

小林氏は本書を通じて、日本の大学政策の成果と限界を明らかにしようとする。それは、既存の政策に代わる代替案を提示するという課題に向けた、実証作業を意図したものである。本書が検討するのは、大学の拡大・抑制政策、大学の地方分散化、教育費政策（授業料と奨学金）など広範である。本書を通じて、著者は、格差是正施策や学生援助に対する懐疑に対して実証的な反論を行っている。同時に、今後の大学政策や学生援助政策のあり方に対して、政策的インプリケーションを提示している。

これまでにも、日本の高学費が「教育の機会均等」を奪ってきたという指摘はされてきた。そのような事態が広がってきたという認識を強めているし、その実態も部分的に解明されてきた。しかし、本書のような形でマクロデータも用いて、包括的、実証的に考察した研究は数少ないだろう。

本書の実証分析では、大学進学機会を3ステップ・モデル（第1ステップ：進学か非進学か（進学機会）、第2ステップ：どのような高等教育機会を選択するか（高等教育機会）、第3ステップ：入学後にどのような学生生活を送るか（学生生活））にもとづいてとらえる。これらに直接影響を与えるのが高等教育システムと学生援助制度である。第2章、第3章では、これら二つが、大学進学機会の格差是正施策という視角から分析され、残された実証研究の課題が提示される。

以上を踏まえ、第4章から第6章において実証研究が行われる。第4章では、第1ステップの進学機会と、第2ステップの高等教育機会が分析される。第5章では、第3ステップの学生生活が学生生活費を通じて分析され、「無理する家計」と学生の学習・生活環境の悪化が明らかにされる。第6章では、学費援助の効果が分析される。実証研究を通じて、大学進学機会の格差是正政策と学生援助政策の効果と限界が明らかにされている。

評者は高等教育政策研究を専門とする者ではないが、本書の分析から多くの知見を得ることができた。この解題では評者の能力と紙幅の制約から詳述することはできないが、「人権としての高等教育」を実現していく上で、究明すべき課題が包括的に示されていたように思う。著者が本書の最後で述べる「教育機会均等の問題や教育費負担問題を包括的に検討する、高等教育の総合的研究が求められている」（245ページ）という指摘は、われわれの課題であると強く感じるのである。

この小論では、高学費問題に関わる二つの文献を取り上げた。専門外であり、適任とはいえない評者があえて解題を試みたのは、（冒頭の繰り返しになるが）この問題が大学評価にとって避けて通ることのできない課題であるからだ。現実に進んでいる大学評価、そして大学評価研究の動向を見ると、改めてその思いを強くする。本稿を閉じるに際し、「学会通信」第14号でも引用した田中氏の発言を再び紹介したい。

大学の経営基盤を支えつつ、大学における無償教育の漸進的導入を行うためには、国内総生

産費や一般政府総支出に対する大学教育への予算支出額が先進諸国30カ国の中で最低位にある現状を、他国並みの水準にするために2～3倍に引き上げて、公私の格差をなくす必要があります。大学で学ぶ学生や、そこで研究教育とその業務にあたる教職員に起きている人権侵害や経済的条件などによる格差の是正を図って、条件を整えることが出来るかどうかが大学評価の基本です。

いま弱い立場に置かれている学生の学校納付金を軽減すると共に、入学検定料が払えない学生を受験させなかったり、授業料を納付できない学生を退学させるといった制度を、どう改善するのかという視点が中期目標・中期計画には必要です。それに対する第三者評価も行われていないとしたら、それは大学評価として欠陥があるといえます。」（『ねつとわーく京都』2004年5月号に掲載されたインタビュー「いよいよ始まる大学の第三者評価制度 大学評価学会の設立を語る」から）

日本が「留保」している国際人権A（社会権）規約第13条第2項（c）の「高等教育における無償教育の漸進的導入」について、国際的に注目される動きが報道されています。本学会の会員であり、「国際人権A規約第13の会」事務局長の角岡賢一さんに寄稿していただきました。

ルワンダの国際人権A規約の「留保」撤回について

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を具体化するために国際条約としたものです。1966年の国連総会において全会一致で採択され、1976年に発効しました。国際人権規約には社会権規約（A規約）と自由権規約（B規約）の二種類があります。日本政府は、A規約、B規約とも1979年に批准しました。

社会権規約の第13条では、教育に関する権利が規定されています。高等教育については「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と規定されています（第2項（c）、以下これを「無償化条項」と呼びます）。

ところが日本政府は、社会権規約の署名の際に、中等教育について規定した第13条第2項（b）

とあわせ、「規定の適用にあたり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束されない権利を留保する」ことを宣言したのです

つまり日本政府は「無償化条項以外の一般的な取り決めには賛成するけれども、高等教育は有償を前提とする」という姿勢を示したことになります。しかし、批准当時の外務大臣は「留保は一時的なもので、早期に撤回したい」という考えを示していることに留意したいと思います。

社会権規約を批准している世界160カ国のうち、「高等教育における無償化教育の漸進的導入」を留保した国が日本を含めて三つありました。日本の他は、アフリカのルワンダとマダガスカルでした。ところがそのうち、ルワンダが昨年12月に無償化条項の留保を撤回したということが、最近報

道されました。国連のホームページなどで確認したところ、ルワンダの留保撤回は事実のようです。なぜ撤回したのかという理由等については不明ですが、注目すべき動きであると思います。

これで、未だに留保をしているのは、日本とマダガスカルの二国だけとなってしまいました。留保をしてない158カ国に比べて、日本政府の異常な姿勢が際だっています。高等教育を受ける権利に対

して日本政府が非常に消極的であるという姿勢を世界中に晒していると言えるでしょう。「留保」を撤回するということは、そのような姿勢を改めたという宣言になります。私たちは、一日も早く日本政府がそのような姿勢を示すように引き続き運動を続けていきたいと思っています。

(角岡賢一)

<研究会のご案内>

日韓（韓日）高等教育シンポジウムについて

2009年4月に開催を呼びかけました「日韓（韓日）高等教育シンポジウム」を以下の要領で準備を進めています。韓国側からは3人の大学関係者をお招きし、ご報告いただきます。これを受けて日本側から2人の討論者が議論に加わります。二日間のシンポジウムと研究会を一体的に開催し、議論を深めたいと考えております。

大学評価学会会員のみなさまにも是非ご参加いただきますようお願いいたします。

1. 公開シンポジウム

- ・時 間：2009年8月27日（木）13時30分～17時30分
- ・場 所：龍谷大学深草学舎 紫英館2階大会議室
- ・テーマ：「李明博政権下での大学改革・大学評価の動向を探る－日韓における市民社会のための大学創造のために－」
- ・その他：18時から「交流の夕べ」を開催します（会場は龍谷大学内を予定）。シンポジウムは参加費無料です。「交流の夕べ」のみ参加費をいただきます。
- ・主 催：龍谷大学国際社会文化研究所（指定研究「世界の中の日本、日本の中の世界－大学評価システムの国際比較と「評価文化」に関する総合研究－」（研究代表者：細川孝））
- ・協 力：高等教育研究会（京都）、大阪地区私立大学教職員組合連合、京滋地区私立大学教職員組合連合、龍谷大学教職員組合

2. 公開研究会

- ・時 間：2009年8月28日（金）13時30分～17時
- ・場 所：龍谷大学深草学舎 紫英館2階大会議室
- ・内 容：前日のシンポジウムでの韓国側からの報告を受けて、議論を深めます。
- ・その他：18時から京都市内で「フェアウェルパーティ」を開催します（有料）。
- ・主 催：科学研究費（重本グループ、「ステークホルダー間調整視点からの大学における機関評価と個人評価の相互関係性研究」基盤研究(C) 19601011)

詳しい情報は、大学評価学会のウェブページに掲載いただくようにします。参加を希望される方は、準備の都合がありますので、事前に参加の申込みをいただけますと幸いです。連絡先は、細川孝（龍谷大学）までお願いします。

Tel・Fax：075(645)8634（ダイヤルイン）

e-mail：hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp

(文責：細川孝)

**第7回全国大会は、
2010年3月13日（土）～14日（日）に
東京国際大学・早稲田サテライトで開催されます。**

大会の詳細は「学会通信」次々号（2010年1月号）でお知らせいたします。

【大学評価学会の日誌】

2009年

6月8日（月） 財政担当者打ち合せ

<今後の予定>

8月29日（土） 第28回研究会（於：キャンパスプラザ京都）

8月30日（日） 第Ⅲ期 第6回理事会（於：龍谷大学）



大学評価学会年会費納入のお願い

6月に学会年会費の請求をいたしました。会費納入がまだの会員の方はよろしくお願いいたします。
ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

学会財政担当 細川孝（事務局次長）

612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 龍谷大学

e-mail: hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp

電話・Fax: 075 (645) 8634<ダイヤルイン>

編集・発行： 大学評価学会 共同事務局

〒560-0043 豊中市待兼山町1-16

大阪大学・大学教育実践センター

望月研究室 気付

e-mail: taromoch@cep.osaka-u.ac.jp

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

龍谷大学 重本研究室 気付

Tel: 075(645)8630 (重本)・8634(細川)

e-mail: sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp

URL: <http://www.unive.jp/>

<会費納入先> 郵便振替口座番号: 00950-4-296005 名称: 大学評価学会